

2 重要課題への対応

(1) 女性

庁内推進体制および関係機関・団体との連携強化、総合的・計画的な施策展開、市町村の支援

平成11年制定の男女共同参画社会基本法により、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の形成についての基本理念が明確となった。

基本法の制定を機に、平成13年12月滋賀県男女共同参画推進条例を制定し、本県における男女共同参画社会づくりについての基本的かつ具体的な事項を定めるとともに、平成15年3月、基本法および条例の規定に基づき、滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン(改訂版)～を策定した。

市町村に対しては、「市町村体制整備事業」(H10-H12)、「男女共同参画地域づくり事業」(H14-H16)により、市町村自身の推進体制の整備および市町村と地域住民との連携による地域の主体的な取り組みの促進のため、市町村に対する直接および間接的支援を行った。

[評価と今後の課題]

条例の制定とプランの策定により、本県における男女共同参画社会形成のための拠り所ができるとともに、審議会、推進員、推進本部、拠点施設である男女共同参画センターなどの推進体制を整備することができた。

今後も、引き続き男女共同参画推進本部を中心とした関係機関との連携のもと、男女共同参画計画に基づく施策を総合的に推進するとともに、市町との連携やNPO等との協働により男女共同参画社会づくりを進めていく必要がある。

意思決定過程への女性の参画の促進

社会のあらゆる分野における政策・方針等意思決定過程への女性の参画を推進するため、県民のつどい等の開催やラジオスポット放送による啓発など、さまざまな手法により、意識啓発、社会気運の醸成等に努めた。

また、男女共同参画センターにおいては、情報収集発信事業、県民交流エンパワーメント事業などにより、社会参画に必要な情報の収集発信に努めるとともに、団体等との交流、活動支援を行った。

[評価と今後の課題]

県においては、男女共同参画推進本部の運営を通じて、審議会等の委員の女性割合の引き上げに努め、平成16年度末をもって30%の目標を前倒しして達成することができた。

今後も、引き続き情報誌やメディア等を利用した啓発・広報を通じ、政策・方針決定過程への女性の参画推進を図る必要がある。

男女平等、男女共同参画の視点に立った学校教育、社会教育の推進

青少年期より性別役割分担意識にとらわれず、主体的に行動できる世代の育成を図るため、小・中学生を対象としたポスターコンクール等による啓発のほか、小・中・高校生用の副読本をそれぞれ作成・配布し、啓発に努めた。

学校教育においては、教職員自らが男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めるため、教育課程協議会（幼・小・中学校）における研究協議や研修会等を実施した。また、児童生徒の発達段階に応じて、社会科、家庭科、道徳、特別活動等を通じて、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性について指導を行った。

地域や職域など、さまざまな分野で男女共同参画に取り組む指導者の育成を目的とする講座を開設したほか、女性があらゆる場において参画していける力をつけるための講座等を実施した。また、（財）滋賀県婦人会館や県地域婦人団体連合会（現：地域女性団体連合会）が実施する研修事業等を支援した。

[評価と今後の課題]

今後も、男女共同参画の視点に立った学校教育・社会教育を推進していく必要がある。

男女共同参画センターを中心とした啓発事業の実施、相談事業の推進

男女共同参画社会づくりに向けた啓発については、男女共同参画社会を考える県民のつどいや男女共同参画フォーラム、地域男女共同参画（ちいきさんかく）ひろばの開催をはじめ、広報誌の発行、テレビ番組の制作放映、ラジオスポットなどさまざまな方法により啓発を行った。

また、男女共同参画センターにおいては、男女共同参画に取り組む県民・団体との交流ならびに連携活動の場づくりや自主事業への支援を行ったほか、男女共同参画社会づくりに資するさまざまな研修事業を実施した。

相談事業については、男女共同参画相談員を配し、女性問題をはじめとする男女共同参画に関する総合相談のほか、医師、弁護士等による専門相談を実施した。

[評価と今後の課題]

家庭、地域をはじめ社会のあらゆる分野に対して積極的な啓発事業に取り組み、男女共同参画意識の醸成に努めるとともに、男女共同参画センターを中心に地域での推進を担う人材の育成に取り組んだ結果、第38回県政世論調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」または「どちらかといえば同感しないほうである」と回答した人の割合が51.7%となり、「同感する」または「どちらかといえば同感するほうである」と回答した人の割合39.2%を12.5ポイント上回る結果となり、意識面では一定理解が進んできたと考えられる。

今後も、引き続き住民主体の男女共同参画社会づくりが進むよう、啓発・広報に努めるとともに、関係機関や県民・団体との連携、協働を一層促進する必要がある。

農山漁村における女性の能力発揮に向けた啓発

農山漁村男女共同参画促進会議を開催し、関係各機関・関係各課との連携・情報交換を強化し、あわせて方針決定の場に女性が参加できる環境づくりや女性の地位確立、向上を推進するための施策の実施に努めた。各振興局単位においても県、市町村、農林水産団体等の担当者等による男女共同参画推進対策検討会を開催し、男女共同参画推進に係る事業実施方法の協議を行い、地域における男女共同参画推進に係る啓発研修を行った。また、県域や各振興局毎に3月10日の「農山漁村女性の日」を普及するためフォーラムを開催するなどして、広く男女共同参画に関する意識啓発に努めた。

人材の育成・活用においては、各地域毎に農業者の男女共同参画に関する知識の習得のための講座や農業者の起業活動に関する知識の習得および活用のための講座を開催し、農山漁村女性が積極的に方針決定の場へ参画できる環境づくりの促進と農山漁村女性の経営力の向上に努めた。また、先進地研修の開催では生産者と消費者・都市住民との交流、地産地消、女性起業活動を通じた地域づくりと後継者育成、農業経営への女性の参画と規模拡大への取り組みについての研修、意見交換を実施し、女性の起業促進に努めた。

[評価と今後の課題]

農山漁村女性がいきいきと活躍できる環境づくりを推進するための家族経営協定締結農家数は、順調に推移しており（平成10年度末41戸 平成16年度末153戸）一定の成果が現れている。今後の課題として、国から新たな「食料・農業・農村基本計画」が決定され、女性の農業経営、地域社会への参画を促進することとされており、今までの取り組み状況を踏まえ、より一層農山漁村女性対策に取り組む必要がある。

女性の働く権利の確立、働く男女の仕事と家庭生活の両立に向けての企業への働きかけ

毎年6月の男女雇用機会均等月間にちなみ、男女雇用機会均等法に沿った雇用管理を進めるとともに、働く女性が持てる力を十分に発揮しながらいきいきと働き続けるための雇用管理について、男女協働フォーラムの開催を通じて広く一般に周知・啓発を行った。フォーラムでは、男女労働者の間に事実上生じている格差を解消するために積極的に取り組んでいる企業の事例発表や、男女雇用機会均等に関する講演やパネルディスカッションなどを行った。

また、勤労者の仕事と家庭の両立支援を図るため、関係機関と共催で両立支援フォーラムを開催したほか、育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法に関する一般県民向けリーフレットや事業所向けパンフレットを作成・配布して、制度や法令の普及・啓発を行った。

[評価と今後の課題]

フォーラムの参加者は延べ900人となり、また啓発資料の作成・配付により一定の啓発効果があったと考えられる。今後も引き続きフォーラムの開催や

啓発資料の作成・配布を通じて、女性の雇用環境の向上に寄与するとともに、事業主が積極的に勤労者の仕事と家庭の両立支援が図れる雇用環境づくりに取り組まれるよう努めていく必要がある。

母性の重要性が正しく理解され職場をはじめ社会のあらゆる場で母性尊重が徹底される啓発の実施、男女が自らの身体と健康を保持・増進できる相談・指導の充実

10月第2日曜日からの8日間を「パートナーしがの強調週間」と定め、街頭啓発、ラジオスポット放送、ポスターの掲示等を実施したほか、県内各地で行政、民間団体等が啓発事業に取り組んだ。

相談事業については、男女共同参画相談員を配し、女性問題をはじめとする男女共同参画に関する総合相談のほか、医師、弁護士等による専門相談を実施した。また、各相談機関相互の連携を図るため、男女共同参画に関する相談ネットワークの組織化に努めた。

[評価と今後の課題]

今後も、引き続き啓発・広報に努めるとともに、相談機関のネットワークの強化や相談員の資質向上に努める必要がある。

女性に対する暴力を根絶するための啓発、相談・救援体制の充実

男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識を高めるよう関係機関と連携しながら、さまざまな機会をとらえた広報・啓発活動を実施するとともに、DV被害者の心身の回復と自立支援を図るための援助機関ネットワーク事業、相談機能や一時保護機能の向上、民間シェルターに対して支援した。

[評価と今後の課題]

配偶者暴力相談支援センターの相談件数は年々増加し、平成16年度1,046件となっており、相談・支援体制の充実に努めている。

「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が平成16年6月に一部改正され、地方公共団体は配偶者からの暴力の防止と被害者の自立支援に向けて必要な施策の推進と適切な保護を図る責務を有することとなったため、DV被害者の支援に向けてより一層施策を充実させていくことが求められている。

今後とも、DV被害者が増加する中で、啓発活動や相談員の資質の向上のための研修を実施し、DV被害者等要保護女性に対し適切な相談援助を行うとともに、緊急の一時保護などの要請が増えている中で、安心して保護できる体制を整えていくことが必要である。

売買春や性犯罪の取締り、被害女性の人権保護に配慮した体制の整備、防犯意識高揚に向けた啓発

各警察署の担当課すべてに女性警察官を配置し、女性の人権擁護に配慮した体制を整備するとともに、被害者対策要綱に基づき、犯罪被害者の精神的、経済的負担を軽

減する施策を実施した。

[評価と今後の課題]

ストーカー規制法、DV 防止法について、法施行前より各種広報誌等に掲載し周知するなど、啓発活動を推進してきた。

今後も啓発活動を積極的に行い、防犯意識の高揚に向けた取り組みを継続していく必要がある。また、平成17年4月に犯罪被害者等基本法が施行されたことから、同法の基本理念に基づいた施策を検討し、実施する必要がある。

男女の多様なイメージを浸透させるための男女の表現方法に関する啓発

公的広報における男女の固定的な表現や性別役割分担意識にとらわれない適切な男女の表現方法などについて理解を深めるため、広報・啓発や研修を行った。

[評価と今後の課題]

今後も引き続き、男女の表現方法に関する啓発を実施していく必要がある。

(2) 子ども

「児童の権利に関する条約」の周知、子どもの意見を表明できる機会の提供

「児童の権利に関する条約」について、パンフレットやポスター、リーフレットを作成し、周知・啓発を行った。さらに、子どもワーク会議や子ども県議会を開催し、子どもの意見を表明できる機会を提供した。また、子ども向けに県の施策や情報をわかりやすく紹介するテレビ番組を制作、放送した。

[評価と今後の課題]

平成15年度に実施した「子どもの権利に関する実態・意識調査」において、子ども、大人とも約5割が条約を「まったく知らない」と回答しており、一層の啓発を行う必要がある。

虐待をはじめ、いじめ、不登校など、子どもを取り巻く環境は厳しい状況にあることから、子どもの人権を保障していくためにより一層取り組んでいく必要がある。

いじめ・不登校の解決のための取り組みの推進、教員の教育相談研修の充実

心の教育相談センターにおいて、不登校児童生徒に対し教育相談や体験学習等を行ったほか、スクールカウンセラーの配置、心のオアシス相談員、スクーリングケアサポーター（平成15年度まではメンタルフレンド）の派遣を行った。児童養護施設において、児童の心理ケアを目的とした「児童虐待防止プログラム」を実施した。不登校児童生徒を対象として「森のオアシスセミナー」を実施した。

また、カウンセラー、相談員、指導員の資質の向上を図るために、研修会を定期的に実施した。

[評価と今後の課題]

スクールカウンセラーや心のオアシス相談員の関わりにより、不登校の児童生徒が教室復帰できたり適応指導教室に通所できるようになり、また、引きこもり傾向の児童生徒が、放課後、登校できるようになった事例も見られた。また、研修等の実施により、教職員がより多様な見方や考え方ができるようになるなど、資質向上が図れるとともに、校内の教育相談体制が確立し、組織的な対応が各学校で行えるようになった。

しかし、不登校の要因はますます複雑化、多様化しており、今後もより一層教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るとともに、家庭や関係機関との連携のあり方等を考えていく必要がある。

児童虐待防止に取り組む県民意識の醸成、児童虐待の未然防止からケアまでの一貫した総合的対策の確立

児童虐待を防止するため、早期発見・早期援助を目指して、県民啓発事業、市町村ネットワーク事業および保護者へのカウンセリング、グループカウンセリング等を実施した。

[評価と今後の課題]

児童福祉法の改正により、市町の相談業務体制が強化され、約9割の市町に児童虐待防止ネットワークが設置された。また、学校においても虐待対応教員を配置するなど取り組みを進めることができた。

地域住民の意識の高揚や市町の児童虐待防止ネットワークが機能していくことで、虐待の相談件数は増えると予想され、未然防止に向けた早期発見・早期対応への取り組みにつながるものと考えられる。

今後、発見・保護だけでなく、未然防止・発見・保護・家庭復帰・子どもの自立まで切れ目ない支援が必要である。

子どもが暴力から自分の身を守るための教育プログラムの普及

子どもの人権が脅かされる状況となった場合に、子ども自身で何ができるのか、自分を守るための対処方法を学ぶために有効なCAP（子どもへの暴力防止）プログラムの普及を推進した。

[評価と今後の課題]

平成14年度から平成16年度に、子どもや福祉、保健、教育等子どもの人権に関わる関係者、および保護者を対象に開催したCAPプログラムのワークショップ（参加型体験学習）には、延べ971人の参加があった。また、平成16年度に県内のCAPプログラムのワークショップを実施する5団体で284回のワークショップを開催するなど、一定の普及が図られている。今後も引き続き普及に努めていく必要がある。

青少年・子ども電話総合相談室等の相談機関の周知

乳幼児の育児相談やいじめ、不登校、非行、進路および虐待等の子どもや青少年に

かかわるあらゆる問題について、第一次的な相談に応じる「青少年・子ども電話総合相談室」を設置し、その周知を図るため広報カードを配布した。また、地域全体で子育てを支援する基盤形成を図る市町村を支援した。

[評価と今後の課題]

青少年・子ども電話総合相談室への相談件数は、年間約7,000件となっており、相談機関の周知について一定の成果が現れている。

今後は、核家族化や都市化により親族や地域の関わりが希薄化し、子育てに対する支援が受けにくくなっていることから、子育て不安に対する相談・支援などを行う地域の子育て支援の拠点として地域子育て支援センターの設置を推進していく必要がある。

子どもの心身の発達や家庭、地域の実情に応じた適切な保育の実施

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、保育を行う上で特に配慮を必要とされる児童を多数受け入れている保育所への保育士の加配を支援した。

[評価と今後の課題]

保育士の加配により、特に配慮を必要とする児童に対する処遇を向上することができ、また家庭に対する子育てを支援することができた。今後、虐待等を受けた児童への対応を進めていく必要がある。

放課後児童クラブの普及・促進および指導員研修

放課後、家庭に保護者がいない子どもの健全な育成の場を確保するため、放課後児童クラブの児童の健全育成事業を支援した。また、放課後児童クラブの育成を図るため、放課後児童指導員等を対象とした研修会を実施した。

[評価と今後の課題]

放課後児童クラブ数は年々増加しており、平成16年度は156クラブとなっている。今後も、放課後児童クラブの設置促進を図るとともに、安定した運営を行うため引き続き運営費の補助を行う必要がある。

有害環境浄化活動の推進、「青少年の健全育成に関する条例」の効果的な運用

青少年の健全な育成を図るため、図書等の自動販売機等設置における管理者設置の義務化、視聴業者等の規制対象への追加、陳列方法等の規制等について条例改正を行うとともに、関係団体、地域と連携しながら有害環境の浄化活動を行った。

[評価と今後の課題]

条例改正や地域における有害環境の浄化活動により、有害図書等自動販売機設置台数の激減（平成10年：175台　平成16年：44台）などの成果を上げてきた。

近年の青少年を取り巻く環境は、DVD等メディア媒体の発達、性を商品化した各種営業形態の多様化、IT化の進展によるインターネット等有害情報の

氾濫など憂慮すべき状態であり、青少年の健全育成の環境づくりのため、機能的に対応できるよう十分な関心と注意を払い、関係法令等をより厳正に運用していく必要がある。

また、青少年犯罪は戦後第4のピークで高止まりしている状態であり、逮捕少年のほぼ半数を無職少年が占めることから、今後は当該少年等の就労支援等従来から取り組んでいる無職少年等非行防止対策に加え、平成16年度から実施した青少年支援センター（呼称：あすくる）での個々の少年に応じた立ち直り支援に積極的に取り組んでいく必要がある。

友だちやさまざまな世代の人々とのふれあいや交流、体験活動等の推進

多様化する地域の保育需要に応じ、保育所の有する専門的機能をより地域に開かれたものとするため保育所が実施する活動を支援した。

子どもが自ら考え、自ら行動する力を引き出すことを支援するとともに、子どもの社会への意見表明や大人との意見交換を行うなどの場の提供を行った。

荒神山少年自然の家などにおいて、集団での宿泊や自然体験などの体験活動を通して、子どもたちの「生きる力」を培った。また、遊びや冒険的な体験を通して人間の社会生活に不可欠な自尊感情や他人との信頼関係、困難に挑戦し課題を解決する力を育むための新しい体験活動のプログラムであるプロジェクトアドベンチャー（PA）を学校教育や社会教育に導入するため、拠点施設の整備等を行った。

[評価と今後の課題]

荒神山少年自然の家で開催した研修事業等への参加者は、延べ2,500人を超え、子どもたちへの体験活動の提供について一定の成果があった。

今後も、子どもがさまざまな経験を積み重ね、社会の責任ある構成員として育っていくために、体験活動や社会参加の機会の場を提供していく必要がある。

病気療養児に対する学習支援

病弱養護学校が併設されていない病院、病院内学級を設置していない病院に入院している病気療養児等を対象に巡回訪問指導教員を派遣し、児童の病状に応じた教育を医療、家庭との連携を図りながら推進した。

[評価と今後の課題]

病気療養児に対する学習の遅れの補完等に一定の成果があった。

今後も、引き続き病気療養児に対する学習支援に努める必要がある。

犯罪被害にあった子どもに対する支援、子どもの福祉を害する犯罪の取締りの推進

犯罪被害にあった子どもに対するカウンセリング等の支援を積極的に行うため、少年補導職員の専門的な知識や技能の向上を図った。また、規範意識の高揚と犯罪抑止のため、少年非行防止の充実を図るさまざまな事業を展開した。さらに、少年補導員

の街頭補導時等の技術向上に努めた。

[評価と今後の課題]

犯罪少年・触法少年・^く犯少年・不良行為少年の合計は、平成10年、13,942人が、平成16年、17,287人に増加している。少年非行の増加は、少年の規範意識の希薄化、家庭における躾教育力の低下、地域社会の少年非行への無関心、少年を取り巻く環境の悪化に問題点があると考えられる。

今後、非行少年の早期発見補導活動、非行少年グループの検挙解体、学校と連携した非行防止教室・薬物乱用防止教室、学校等と連携した非行防止教育の支援及び再非行防止の活動をそれぞれ強化していく必要がある。

(3) 高齢者

学校教育における高齢社会の課題に関する学習

体験学習のひとつとして、老人ホームなどで介助等の実体験や地域の高齢者を招いての交流体験等、各学校がさまざまなかたちで学習を実施した。また、地域に開かれた学校づくりを進めるなかで、独居老人の訪問、地域の施設の訪問をしてボランティア活動や介護体験を行った。

[評価と今後の課題]

体験を通して、児童・生徒が高齢社会への理解を深めている。今後も、高齢社会への理解を深める学習を継続する必要がある。

高齢者との相互理解や連帯感を深めるための啓発活動や各種イベントの開催

超高齢社会の到来に向け、高齢者の社会活動についての啓発や普及を通じて、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、ねんりんピックびわこ・レイカディア県民大会の実施や琵琶湖長寿科学シンポジウム開催の支援などを行った。

[評価と今後の課題]

それぞれのイベント、シンポジウム、地域での取り組みが定着してきている。今後は、閉じこもりがちな高齢者などにも、参加の機会を確保する等、参加者の裾野を広げる配慮が必要である。

「敬老の日・老人月間」等の各種行事の実施

老人福祉月間推進事業として、高齢者の社会に対する貢献をたたえ、敬愛の意を表するとともに、県民の高齢者福祉に対する理解を深めるため、長寿祝賀品の贈呈や長寿訪問等を実施し、高齢者福祉の啓発を推進した。

[評価と今後の課題]

高齢者の生きがい対策の一助となるとともに、県民一人ひとりが高齢者を身近な存在として考えるきっかけとなっている。今後も事業内容を点検しながら、実施していく必要がある。

高齢者の学習機会の充実、自主的な活動の支援

高齢者に新しい知識と教養を身につけるための機会を提供して社会参加を促すとともに、地域における高齢者福祉促進のリーダーを養成することを目的にレイカディア大学を設置運営した。

老人クラブ、県老人クラブ連合会の活動を支援したほか、新しい老人クラブの創造を進めるため、地域における健康生きがいづくりの活動の場づくりを支援した。

[評価と今後の課題]

レイカディア大学は、高齢者の生きがいを高め積極的な社会参加の促進に寄与しており、今後は、受講科目を検討していく必要がある。また、老人クラブ活動を通じた社会参加は定着しつつあるが、閉じこもりがちな高齢者などあまり活動に参加していない高齢者に対する参加機会の確保が必要である。

今後も、高齢者の生きがいと社会参加を促進し、超高齢社会にふさわしいライフスタイルの創造を支援することにより、「活力ある長寿社会」の実現を目指していく。

高齢者の雇用・就労機会の確保のための啓発

滋賀労働局および(社)滋賀県雇用対策協会との連携により60歳定年の完全定着、65歳までの継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動を行い高齢者の雇用促進を図った。

また、高齢者の就業対策の推進を図るため、就業事例の中から、介護・子育て・観光等の地域課題に密着した事例集を作成し、高齢者の就業の場の開拓に活用した。

さらに、臨時的・短期的な就業を希望する高齢者に対し、希望に応じた就業機会を組織的に提供するシルバー人材センターの育成を図った。

[評価と今後の課題]

少子高齢化が進む中、意欲と能力のある高齢者が活躍し続けられる社会が求められているが、企業における高年齢者の雇用や65歳までの雇用確保のための制度導入は停滞気味であり、引き続き啓発を行う必要がある。

農山漁村において高齢者が保持する技能・知識を活用した地域活性化につながる活動の支援

農村における高齢技能者の能力活用を推進するため、伝承講習会、作品展、交流会を開催するとともに、高齢者活動促進会議において高齢者活動促進等の検討を行ってきた。また、農村地域において長年、農を通じて培われてきた技術や知識を活かして活躍している高齢者を高齢技能者「農の匠」として認定するとともに、「農の匠」作品展・伝承講習会を開催して高齢者の活動や技術を県民に周知し、高齢者の活躍の場の提供に努めた。

[評価と今後の課題]

平成16年度末で「農の匠」認定者は256人にのぼる。

今後、市町等で「農の匠」がさらに活躍できる場づくりに重点を置くような取り組みが必要である。また、長年培われてきた技術や知識を活かして、活躍している高齢者の活躍の場の提供や高齢技能者等の交流をさらに進めるため、「農の匠」も含め、高齢技能者等の県域人材バンクの整備も必要である。

高齢者に対する人権侵害の発生防止のための福祉関係者等に対する研修、県民啓発、相談体制の充実

社会福祉事業従事者をはじめ広く福祉関係者の資質の向上を図るため、人権教育をはじめ各種の研修を実施した。

福祉サービスに関する苦情解決事業（事前調査、助言、申し入れ、あっせん）を行う滋賀県運営適正化委員会を設置する県社会福祉協議会を支援した。

運営適正化委員会においては、相談内容に応じ、助言、申し入れ、事情調査、あっせんを行い苦情の解決にあたったほか、パンフレット、ポスター、広報誌への掲載、県社協のホームページにより事業の普及啓発に努めた。また、講習会の開催にあたっては、参加型体験学習を取り入れるなど、より効果的な研修となるよう工夫して取り組みを行った。

[評価と今後の課題]

苦情等については、近年、原因が多岐にわたり解決に至るまで相当の期間を要する案件が増加傾向にあるが、運営適正化委員会において、苦情等の適切な解決に向けた取り組みを行っているところである。

なお、苦情の解決にあたっては、福祉サービスを提供する施設等が苦情解決のため設置する第三者委員等と連携した対応が今後の課題となっている。

認知症高齢者等の財産管理等に関する権利侵害防止に向けた相談体制の充実

県社会福祉協議会が認知症高齢者等の権利擁護のために実施する相談援助等を支援した。相談体制については、一般相談のほか、弁護士、医師等による専門相談を行い、体制の充実を図った。

また、判断能力が不十分な県民に対して、福祉サービスを適切に利用するための援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業を実施する市町村社協に対し支援を行った。

[評価と今後の課題]

地域福祉権利擁護事業については、平成11年度に県内7市町社会福祉協議会で事業が開始され、平成15年度からは県内すべての市町村社協において実施されているところである。

地域福祉権利擁護事業においては、判断能力が低下した利用者について、成年後見制度との連携が課題となっている。

(4) 障害者

障害や障害者についての正しい理解や認識を深めるための啓発・広報活動、ボランティア活動の振興

地域で行われている各種交流事業や福祉施設等で取り組まれている障害のある人の芸術活動、地域住民との交流活動等に対する支援を行うことにより、地域社会での障害のある人に対する理解や認識の向上と地域福祉の向上を図った。また、糸賀一雄記念賞の運営や関連事業を実施することにより障害者福祉についての啓発等に努めるとともに、アジア太平洋地域で障害者福祉の分野で活躍中の人々を顕彰し、我が国のみならず、アジア太平洋地域の障害者福祉の進歩・発展に寄与した。また、シンポジウムの開催等により、滋賀からの発信に努めた。

学校教育においては、障害のある人の講演等や手話講座、インスタントシニア体験や福祉体験を通してボランティアの資質を高めた。

[評価と今後の課題]

平成14年10月に本県で開催した「アジア太平洋障害者の十年」最終年ハイレベル政府間会合において、今後の十年の障害者施策の方向付けとなる、「びわ湖・ミレニアム・フレーム・ワーク」が採択されるなど、アジア太平洋地域の障害者施策の推進に貢献した。

今後も引き続き、地域社会での障害のある人に対する理解や認識の向上と地域福祉の向上のため、啓発や学校教育での学習を進めていく必要がある。

幼児児童生徒の障害の状況等に応じてその能力を最大限に伸ばす学校教育の推進

盲・聾・養護学校における職業教育の充実、学習指導上必要な教材・教具の充足、就学奨励費の支給等の事業を実施し、障害児教育の推進を図った。また、保育所において、障害のある幼児の保育に従事する専任の保育士等の設置を支援した。

[評価と今後の課題]

障害のある児童・生徒一人ひとりが、教育的ニーズに応じた適切な教育を受けることができるよう特別支援教育を推進するための体制整備を開始している。今後、特別支援教育コーディネーターの資質向上および巡回相談員の養成を図る必要がある。また、障害のある幼児・児童・生徒の社会参加と職業的自立に向けた取り組みが求められている。

精神障害に関する正しい知識の普及、相談業務の充実

精神障害および精神障害のある人への理解を深めるため、心の健康づくりを考える県民のつどいを開催した。また、パンフレット等啓発資材を作成・配布した。さらに、精神障害のある人の社会参加、自立を促進するため、地域の実情に応じて事業を実施した。

保健所において、所内相談や訪問相談・指導を行うとともに、精神保健福祉センタ

一において、普及啓発や相談業務、地域の精神保健福祉関係従事者等を対象とする研修や養成講座の開催、地域関係機関への技術支援などを行った。

[評価と今後の課題]

精神障害者保健福祉施策は、医療面での対応が欠かせないこともあり、他の障害者福祉施策とは一線を画し進められてきたことや、福祉サービスという面での取り組みが平成14年度から始まったばかりであることから、地域での取り組みと精神障害への理解を遅らせ、差別や偏見を残すことにつながってきた。こうした中で、知識普及・啓発の関連事業については、県域単位で県の機関において実施しており、必ずしも地域に密着した効果的なものとなっていない状況にある。

こうしたことから、特に専門的な対応を必要とする分野を除いて、普及啓発事業や交流事業等が地域の市町を中心として取り組まれるよう対応することが求められている。

住みよい福祉のまちづくりの趣旨の普及啓発、障害者の社会参加促進に向けた支援

福祉のまちづくりやユニバーサルデザインに関する県民や事業者の意識高揚を図るため、セミナー・フォーラムの開催や啓発テレビ番組の制作、冊子・ビデオ等啓発教材の整備など行い、さまざまな啓発活動を行った。

障害のある人の社会参加等を促進するため、県の施策や情報を紹介する手話やテロップを多用した聴覚障害のある人向けテレビ番組を制作、放送し、番組について、聴覚に障害のある人の意見を聞く機会を設け、番組に反映させるなど効果的な事業実施に努めた。

また、県広報誌の点字版やテープ版を作成し、視覚に障害のある人に配付するなどして視覚障害のある人への情報提供に努めた。

さらに、障害のある人の社会参加を促進するため、コミュニケーション支援、移動支援、生活支援や相談等の各種事業を実施した。

[評価と今後の課題]

各種啓発を通じて住みよい福祉のまちづくりの趣旨が浸透し、障害のある人の社会参加に向けて多様な手法での情報提供や支援も広がりつつある。

今後も引き続き、さまざまな手法を取り入れながら住みよい福祉のまちづくりや、ユニバーサルデザインの考え方について、普及啓発を推進する必要がある。

障害者雇用促進月間を中心とした啓発活動の推進、障害者雇用率達成についての事業者に対する啓発

毎年9月の障害者雇用促進月間中に障害者雇用促進のつどいを開催するとともに、駅頭キャンペーンを実施した。企業を対象に、職域開発促進会議を開催し、障害のある人の法定雇用率達成のための啓発事業を実施した。また、啓発

冊子を作成・配布し、障害者雇用の啓発を行った。

また、滋賀県障害者雇用促進協会が行う啓発事業、援助事業を支援したほか、障害者就労支援事業所協会が行う事業を支援した。

[評価と今後の課題]

障害者雇用対策については、滋賀労働局をはじめ関係機関団体と協力して啓発事業を展開してきたが、本県の民間企業の障害者雇用率は平成16年度1.68%と前年度に比べ0.12%低下するなど、年々厳しい状況になっている。

このため、福祉部門と労働部門、県と市町が連携した障害のある人への就労支援の取り組みを進めるとともに、今後とも関係機関と連携した啓発活動が必要である。

障害者に対する人権侵害の発生防止のための福祉関係者等に対する研修、県民啓発、相談体制の充実

社会福祉事業従事者をはじめ広く福祉関係者の資質の向上を図るため人権教育をはじめ各種の研修を実施した。

福祉サービスに関する苦情解決事業（事前調査、助言、申し入れ、あっせん）を行う滋賀県運営適正化委員会を設置する県社会福祉協議会を支援した。

運営適正化委員会においては、相談内容に応じ、助言、申し入れ、事情調査、あっせんを行い苦情の解決にあたったほか、パンフレット、ポスター、広報誌への掲載、県社協のホームページにより事業の普及啓発に努めた。また、講習会の開催にあたっては、参加型体験研修を取り入れるなど、より効果的な研修となるよう工夫して取り組みを行った。

[評価と今後の課題]

苦情等については、近年、原因が多岐にわたり解決に至るまで相当の期間を要する案件が増加傾向にあるが、運営適正化委員会において、苦情等の適切な解決に向けた取り組みを行っているところである。

なお、苦情の解決にあたっては、福祉サービスを提供する施設等が苦情解決のため設置する第三者委員等と連携した対応が今後の課題となっている。

障害者の財産管理等に関する権利侵害防止に向けた相談体制の充実

県社会福祉協議会が知的障害や精神障害のある人等の権利擁護のために実施する相談援助等を支援した。相談体制については、一般相談のほか、弁護士、医師等による専門相談を行い、体制の充実を図った。

また、判断能力が不十分な県民に対して、福祉サービスを適切に利用するための援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業を実施する市町村社協に対し支援を行った。

さらに、障害のある人の権利擁護にかかる相談等に対応するため、常設の相談窓口を開設したことにより、権利擁護にかかるセーフティーネット機能を設

けることができた。

[評価と今後の課題]

地域福祉権利擁護事業については、平成 11 年度に県内 7 市町社会福祉協議会で事業が開始され、平成 15 年度からは県内すべての市町村社協において実施されているところである。

地域福祉権利擁護事業においては、判断能力が低下した利用者について、成年後見制度との連携が課題となっている。

(5) 同和問題

各教育分野における積極的な同和教育の推進

学校・園教育においては、同和教育を学校・園教育の全領域に位置づけ、校種間の緊密な連携のもとに、幼児・児童・生徒の発達段階に即して人間形成の基礎を培うとともに、同和問題についての正しい理解と認識を培い、人権尊重の実践的態度を育成する教育活動の充実に努めた。

就学前教育においては、就学前教育協働推進校（園）指定事業、県人権保育研究協議会（県同和保育研究協議会）が実施する研修事業等の支援、人権保育推進懇話会（同和保育推進懇話会）の開催などを実施し、基礎から着実に育てる保育の充実に取り組んだ。

学校教育においては、市町村教育委員会訪問・学校訪問や指導資料作成事業等での指導の充実、指定研究事業、中学校区教育総合推進事業、学校の教育困難事業に応じた同和加配教員設置、私立学校の同和教育主任設置支援、修学奨励資金貸与事業などを実施し、同和教育の推進に取り組んだ。

社会教育においては、（財）滋賀県人権センター（（財）滋賀県解放県民センター）の運営や文化活動等の支援、地域総合センターの教育担当職員の設置や市町村同和教育推進協議会等事業および県同和教育推進協議会事業の支援、社会教育関係団体が行う研修事業等への支援、学校教育と社会教育の交流を発展させるための県人権教育研究会（県同和教育研究会）が行う研究活動および県人権教育研究大会（県同和教育研究大会）への支援を行った。

[評価と今後の課題]

保育については、人権を大切に作る保育が目標として掲げられ、各種研修等により取り組みが進められてきている。また、学校教育については、修学奨励資金の交付により、進学率の向上と就学機会の拡大、技能修得等による経済的基盤の確立等に寄与したほか、同和加配教員の配置によって、同和地区児童・生徒の学力向上、生徒指導、進路指導において一定の役割を果たしてきた。さらに、さまざまな人権問題をとらえ、講演会、研修会等、各種事業が積極的に展開された。

しかしながら、家庭基盤の不安定による長期欠席（不登校）や高校中退等の課題解決に向け、一般施策を活用した取り組みを進めていく必要がある。

創意工夫した啓発事業の推進、職域等における啓発活動への助言、(財)滋賀県人権センターとの連携

毎年、9月を「同和問題啓発強調月間」と定め、市町村とともに集中的に啓発事業を展開している。街頭啓発やイベントの開催、ポスターの作成・掲示、マスメディアを活用した啓発事業などを実施したほか、広報誌の発行、啓発冊子等の作成・配布を行い県民啓発に努めた。広く県民の共感が得られるよう、啓発テレビ番組や広報誌を作成する際に差別の実態や当事者の思いを伝えるなどの工夫を行った。また、指導者の育成事業等を行う(財)滋賀県人権センターの各種事業を支援した。

企業等に対しては、7月を「企業内同和問題啓発強調月間」として、街頭啓発、マスメディアを活用した啓発、ポスターの作成・掲示などを行ったほか、従業員20人以上の事業所を対象に企業内同和問題研修啓発推進班員による企業訪問の実施や、研修会の開催、啓発教材の制作、購入、貸出を行った。

また、公共的団体等に対しては、公共的団体等同和問題研修啓発推進員を設置し、日常業務や監督指導等の中で事業所に対して同和問題の研修推進等に関する指導を行った。

[評価と今後の課題]

同和問題に対する誤った考え方や結婚問題を中心として差別意識が今なお残っており、またインターネットを悪用した差別的な書き込みも発生していることから、差別事象を啓発に反映させるなどの工夫が求められる。今後も引き続き、県民一人ひとりが同和問題の解決に向けて主体的に行動できるよう、教材の整備や啓発事業の充実を図る必要がある。

企業に対しては、企業が同和問題の正しい理解と認識を深めるとともに、社会的責任を自覚し、公正な採用選考の実施と人権を尊重した差別のない明るい職場づくりに向けた自主的・計画的・継続的な取り組みが一層展開されるよう、関係機関とも十分に連携を図りながら、引き続き、啓発・助言に努める必要がある。

また、(財)滋賀県人権センターに対しては、引き続き教育・啓発活動や相談体制の充実に向けて、より効果的な取り組みが実施されるよう指導、支援が必要である。

地域総合センター活動に対する助言等

地域総合センターが、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして活動していくため、運営の改善や職員の資質向上等に向けて助言や情報提供等を行った。また、地域総合センターの運営に対して市町を支援したほか、地域総合センターの教育的機能を充実するための教育担当職員の設置に対して支援した。

[評価と今後の課題]

地域における活発な取り組みにより効果を上げてきたが、残された課題にも地域性が生じてきており、今後も地域総合センターが地域課題を的確に捉えて

各事業を積極的に実施し、より一層活動を充実していくための助言や情報提供、職員への研修等を行うとともに、支援していく必要がある。

えせ同和行為の排除に向けた取り組み

えせ同和行為の弊害やそれらへの対応の仕方について、啓発冊子やチラシ等で周知し、その排除に向けての啓発を実施した。また、県や大津地方法務局をはじめとする国の行政機関、警察本部等で「えせ同和問題行為対策関係機関連絡会」を設置し、企業などからの相談受付や情報交換などを行い、その排除に努めた。

[評価と今後の課題]

関係機関との連携を図り、継続的な取り組みを行ってきたが、今なお、えせ同和行為に関する相談や問い合わせが多く、引き続き啓発を行う必要がある。

(6) 外国人

外国語による情報提供、外国人相談体制の充実、日本語指導の促進

県の施策・事業等の情報を外国籍住民向けに知らせるラジオ放送を制作、放送したほか、労働関係法令や相談機関の紹介などの労働関係情報のCDを6カ国語で作成、配布するなど、外国語による情報提供に努めた。

また、国際活動推進の中核を担う財団法人滋賀県国際協会と連携を図りながら、外国籍住民に対する相談体制の充実や日本語指導の促進等に努めた。

[評価と今後の課題]

新たに、県国際協会やボランティアと協働し、日本語指導者の育成や日本語教室への支援を行うなどして、外国籍住民が円滑に生活を送るための支援を行うことができた。

県内の外国人登録者数は増加傾向にあることから、今後もNPOや県民、市町等との連携を図りながら、外国籍住民が円滑な生活を送るための施策を推進していく必要がある。

外国籍住民の参加しやすい地域活動、交流イベントの開催、地域住民への学習機会の提供を通じた外国人に対する差別や偏見の解消

琵琶湖の環境学習を兼ねたクルージングの開催や国際交流啓発ビデオの作成、放映など、県国際協会が行う国際交流啓発事業を支援し、外国籍住民の参加しやすい交流イベントの開催、地域住民への学習機会を通じた国際理解の促進を図った。

[評価と今後の課題]

各種交流イベントの開催や地域住民への学習機会の提供などにより、国際交流活動に関するボランティア登録数は増加傾向にあるなど、国際交流や国際理解の促進を図ることができた。

今後も県内の外国人登録者数は増加していく傾向にあり、多文化共生の社会づくりを進めていく必要性が高まるとともに多様化していくことから、地域や県民のニーズを的確に把握し、施策の推進を図る必要がある。

「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」の普及啓発

条約の趣旨を踏まえ、在日韓国・朝鮮の人々をはじめとする外国籍住民への理解を深め、ともに生きる社会づくりに向けた啓発を行った。

[評価と今後の課題]

外国籍住民が年々増加していることから、条約の趣旨を踏まえ、今後とも、多様な文化や価値観を尊重しあう共生社会をめざすための啓発を充実する必要がある。

学校教育における外国の人々と協調する態度の育成

中学生および高校生を海外に派遣し、ホームステイを中心にして学校生活や語学研修、体験学習等の機会を提供し、異文化および自国の文化に対する正しい理解を図るとともに、海外からの高校生の派遣を受け入れた。

また、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒が急激に増加しており、個々の児童生徒の状況に対応し、また、学校現場の不安や混乱を取り除くため、学校の連絡文書の翻訳集をポルトガル語版、スペイン語版、中国語版、韓国・朝鮮語版の4言語版を作成した。

さらに、「在日韓国・朝鮮人児童生徒に関する指導指針」を踏まえ、歴史的経緯を正しく理解し、在日韓国・朝鮮人に対する偏見や差別をなくすよう努めた。

[評価と今後の課題]

平成10年度から平成15年度においては毎年度20人、平成16年度においては100人の中学生および高校生を海外に派遣し、異文化および自国の文化に対する正しい理解を身につけることができた。また、毎年度20人の海外から派遣される高校生を受け入れ、受入高等学校において交流が図られた。

外国籍の児童生徒の増加が著しいため、通訳サービス等の対応が不十分な状態である。NPO団体との連携を図り、今後も引き続き、国際理解教育を推進していく必要がある。

新たな外国籍の児童生徒を受け入れるための日本語習得学習や生活適応相談等の推進

外国籍の児童生徒の多様性（国籍、生活文化、年齢、滞在予定期間と滞在目的、日本語習得状況等）に対し十分な対応を行うため、外国籍の児童生徒が2名以上在籍する小中学校に対して、日本語指導や教科の指導、生活適応の指導に当たる非常勤講師を配置した。

[評価と今後の課題]

非常勤講師の配置により（平成16年5月1日現在 小学校45校、中学校21校

に配置) よりきめ細かな指導ができ一定の成果をあげてきた。今後も引き続き、外国籍の児童生徒の日本語指導や生活適応の指導等を行っていくことが必要である。

(7) 患者

療養環境における患者のクオリティ・オブ・ライフの向上の促進、インフォームド・コンセントの確立を目指した医療行為の推進に向けた啓発

医療従事者および看護職員の人権意識の向上、資質向上を図るため、医療従事者団体および看護協会が行う研修等の事業を支援した。また、広報誌等を活用してインフォームド・コンセントの重要性等について啓発活動を行った。

[評価と今後の課題]

医療従事者団体等が実施する研修等により、患者等に対する人権意識の高揚が図られている。医療従事者がそれぞれの医療現場で人権に配慮することで、患者の人権を守り、ひいては医療事故の未然防止につながることから、今後も継続して各団体の実施する研修会開催事業を支援し、啓発していく必要がある。

また、医療技術の進展の中で患者自らが主体的に医療に関わっていくことができるよう、インフォームド・コンセントの重要性等について啓発していく必要がある。

エイズに関する正しい知識の普及

各保健所におけるエイズ予防教育において、エイズに対する差別や偏見をなくし患者の人権を尊重するレッドリボン運動についての啓発を実施した。各保健所において、受検者のプライバシーに配慮した検査・相談事業を行ったほか、県庁に専用電話を設置し、相談・カウンセリングを実施した。

[評価と今後の課題]

HIV/AIDSが全国的に急増している状況から、あらゆる年代に対するエイズ予防教育の重要性が高まっており、エイズに対する差別や偏見の解消に向けた取り組みは、今後とも重要課題である。また、検査・相談事業、カウンセリング事業は、感染拡大防止や県民の不安軽減のために重要な事業であり、今後とも引き続き実施していく必要がある。

結核等の感染症についての正しい知識の普及

結核予防のため、定期的な健康診断の受診勧奨、有症状時の早期受診・受診等、正しい知識の普及・啓発を行った。

[評価と今後の課題]

今後も、正しい知識の普及啓発の手法を検討し、事業の継続を図っていく。

ハンセン病についての正しい知識の普及

ハンセン病に対する差別や偏見の解消を図るため、講演会の開催、ボランティア研修会の開催、啓発資料の作成等、正しい知識の普及啓発を図った。

療養所入所者、退所者および元患者に対する相談窓口を開設し、相談を通じて支援するとともに、県民に対するハンセン病の正しい知識の普及・啓発を行い、差別や偏見の解消に努めた。

[評価と今後の課題]

今後もハンセン病に対する差別や偏見の解消を図るために、普及・啓発事業を実施するとともに、療養所入所者、退所者および元患者を支援していく必要がある。

難病在宅患者に対する相談事業の充実、難病に対する正しい知識の普及

専門性が高く、また疾患が多岐にわたる難病 1 2 1 疾患患者等の様々なニーズに対応するため、地域において保健所を核として難病相談事業の充実に努めた。

難病連絡協議会においても、患者や家族からの相談等について当事者の立場で対応し、患者や家族のサポートに努められていた。また、各圏域ごとに医療機関、市町村福祉部局等の関係機関と、会議・情報交換等の方法により連携を図り、難病患者や家族のニーズに応じた支援対策の推進および各種サービスの提供に努めた。

難病に関する正しい知識の普及については、医療従事者に対して疾患の理解および難病患者に対する施策、制度等の普及啓発および情報提供を実施するとともに、患者や家族に対しても講演会等を開催してきた。

[評価と今後の課題]

難病患者の医療相談事業への参加率は増加傾向にあり、一定の成果が現れているが、難病は疾患が多岐にわたり、また時代とともに患者や家族等の抱える問題も複雑多様化してきているため、療養生活上、精神的、身体的負担が大きい。

今後も、これら患者や家族の抱える様々なニーズにきめ細かに対応できるよう、関係機関と連携を図り、相談事業の充実および難病に関する正しい知識の普及啓発に取り組み、難病についての地域での理解を深め、患者や家族が地域で暮らしやすい環境を整備していく必要がある。

(8) その他

犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施、診断書料等の公費負担、被害者支援要員制度の運用、被害者の手引きの交付による情報提供等を行い、犯罪被害者の精神的、経済的負担の軽減に努めた。

また、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づく実施計画の策定の必要性を検討するため、生活実態調査を実施した。

さらに、広報誌等を活用して「インターネットと人権」等、その他の人権課

題の解決に向けて啓発活動を行った。

[評価と今後の課題]

犯罪被害者の人権については、被害者対策要綱に基づき、犯罪被害者の精神的、経済的負担を軽減する施策を実施していく。

また、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、ホームレス、性同一性障害者等の人権をめぐるさまざまな問題や、性的指向を理由とする人権侵害、プライバシーの侵害、インターネットを悪用した人権侵害等の問題について、取り組みを進める必要がある。